

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷五第

行發日一月七年六正大

論說

生物進化論ノ誤解……………

理學士 川村多實二

露國ノ資本主義ト最近ノ大革命(一)……………

米田庄太郎

飛脚ノ變遷(一)……………

法學士 本庄榮治郎

現代的保險ノ成立(一)……………

法學士 小島昌太郎

時事問題

英國特惠稅問題……………

法學博士 戸田海市

會社使對慰勞賞與金ニ對所得稅賦課問題……………

法學博士 神戶正雄

雜錄

經濟雜話(一)……………

法學博士 田島錦治

所謂“Welfare Work”ニ就キテ……………

山本美越乃

群馬縣ノ製絲業……………

法學士 河田嗣郎

基礎社會ノ發達ニ就イテ……………

文學士 高田保馬

國民經濟講話及貧乏物語ナヲ讀ム……………

瀧本誠一

群馬縣ノ蠶絲業

河田 嗣 郎

予ハ蠶ニ本誌第四卷第四號ニ於テ長野縣ノ蠶絲業ノ現狀ニ就
イテ其ノ一般ヲ紹介シテ置イタガ、其後又關東東北地方ヘ出
張スルノ機會ヲ得テ同地方ノ蠶絲業狀況ヲ觀察スルヲ得タカ
ラ茲ニ其ノ概要ヲ報告スルコトスル。本誌ニハ先ヅ群馬縣
ノ蠶絲業ニ就イテ其ノ一般狀態ト特色トヲ述ベテ見ヤウ。

(一) 一般狀態 群馬縣ノ蠶絲業ハ長野愛知埼玉岐
阜山梨福島山形ノ諸縣ト共ニ全國蠶絲業界ノ重
鎮デアツテ、其ノ生産量ニ於テハ長野縣愛知縣
ニ亞イデ全國第三位ニ居リ繰絲釜數ニ於テハ長
野縣ヲ除クノ外之ニ比敵スルモノナク、其ノ製
絲戸數ノ多キコトニ至ツテハ實ニ全國第一位ニ
居リ長野縣トテモ遙カニ及バザル所デアル。加

之群馬縣ノ製絲業ハ其ノ企業組織ノ上ニ於テ又其ノ經營方法ノ上ニ於テ頗ル特色アルモノタリ、洵ニ我國ノ蠶絲業ニ就イテ研究スルニ當リテハ特別ナル攷察ニ値スルモノデアル。

先ヅ群馬縣ノ製絲業ガ全國斯業界ニ於テ如何ナル地位ヲ占メテ居ルカヲ知ル爲メニ、其ノ生産量、生産者戸數及ビ繅絲釜數ニ就イテ他ノ重要ナル諸縣トノ比較ヲ示セバ左表ノ如キ有様デアル。

◎第一表—生絲總額(大正四年)

群馬縣	製絲戶數	繅絲釜數	生産額	
			數量	價格
群馬縣	1,250	15,000	1,250,000	15,000,000
長野縣	1,000	12,000	1,000,000	12,000,000
愛知縣	800	10,000	800,000	10,000,000
埼玉縣	700	9,000	700,000	9,000,000
山梨縣	600	8,000	600,000	8,000,000
岐阜縣	500	7,000	500,000	7,000,000
福島縣	400	6,000	400,000	6,000,000
山形縣	300	5,000	300,000	5,000,000
全國合計	5,250	63,000	5,250,000	63,000,000

右表ニ照シテ是ヲ觀レバ、群馬縣ノ製絲業ガ其ノ經營ノ戸數ニ於テハ實ニ全國總製絲業者戸數

雜錄 群馬縣ノ製絲業

ノ一割強ヲ有シ其ノ釜數亦一割ニ垂ントシ其ノ生産額ハ數量ニ於テ七分六厘價格ニ於テ六分六厘ニ當ツテ居ルヲ知ルコトガ出來、全國製絲業界ニ在ツテハ甚ダ重要ナル地位ヲ占メテ居ルモノナルコトヲ窺フニ足リル。

然シソレト同時ニ又吾等ハ右表ヲ觀ルニ依ツテ直チニ群馬縣ノ製絲業ハ平均的ニ之ヲ見レバ其ノ一經營ノ規模ノ比較的ニ小ナル可キヲ窺知スルコトガ出來ル。尤モ之ハ平均ノ上カラ見タ話デアルカラ個々ニ之ヲ觀ル場合トハ固ヨリ別デアル。何ガ故ニ然ルカト云フニ、群馬縣ノ製絲業狀態ハ其ノ製絲業者ノ戸數ニ於テハ全國第一位デアルノニ其ノ繅絲釜數ニ至ツテハ已ニ下リテ第二位ニ落チ然カモ長野縣トノ比較ニ於テ戸數ハ群馬縣ノ方九千ばかり多キニ釜數ハ三千ばかり少ク、特ニハ其ノ製絲數量ニ至ツテハ更ニ下リテ第三位ニ落チ然カモ長野縣ニ比較シテ僅カニ其ノ四分一ニシカ及バヌ狀態デアルカラデアル。數字ノ示ス所ヨリシテ已ニ窺知セラルル右ノ事實ハ實狀ニ就イテ見レバ更ニ明瞭ニ之ヲ

第五卷 (第一號一三三) 一三三

知ルヲ得ル所デアツテ、群馬縣ノ製絲ガ從來主トシテ座繰製絲ニ依リ、又其ノ經營ガ家内工業的デアツタ事實ト併セ之ヲ考フルニ於テ、甚ダ興味アル事情ヲ這間ニ發見スルコトガ出來ルノデアアル。其ノ詳細ニ至ツテハ後ニ之ヲ述ブルデアラウ。

仍テ試ニ之ヲ釜數ノ多少ニヨル製絲戶數ニ照シ經營ノ規模ニ就キ他縣トノ比較ヲ試ムレバ左表ノ如キ狀態デアル。

◎第二表—釜數ノ多少ニヨル製絲戶數別(大正四年)

	十釜	十釜	五十釜	百釜	以上	總戶數
群馬縣	未滿	一八	一六	四	四	二九
長野縣	未滿	一六	二七	一八	一六	七六
愛知縣	未滿	二二	一三	一三	一三	五九
福島縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五
山形縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五
埼玉縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五

大生産者ノ數ハ割合ニ少數ナルヲ否ムコトガ出來ヌ。尙ホ之ヲ器械製絲ト座繰製絲トニ區別シテ比較表示シテ見ヤウ。

◎第三表—器械製絲戶數釜數別

	十釜	十釜	五十釜	百釜	以上	總戶數	總釜數
群馬縣	未滿	一八	一六	四	四	二九	一八
長野縣	未滿	一六	二七	一八	一六	七六	一〇六
愛知縣	未滿	二二	一三	一三	一三	五九	七六
福島縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六
山形縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六
埼玉縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六

◎第四表—座繰製絲戶數釜數別

	十釜	十釜	五十釜	百釜	以上	總戶數	總釜數
群馬縣	未滿	一八	一六	四	四	二九	一八
長野縣	未滿	一六	二七	一八	一六	七六	一〇六
愛知縣	未滿	二二	一三	一三	一三	五九	七六
福島縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六
山形縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六
埼玉縣	未滿	一六	一三	一三	一三	五五	七六

2) 同書6-7頁
3) 同書8-9頁

ガ出來ル。而シテ其ノ座繰製絲ハ十釜以下ナルモノガ大多數ヲ占メテ居ル所ヨリ察スレバ、群馬縣ニ於ケル製絲業ガ近時漸ク器械製絲トナリ又工場組織ト進化シツアルニ拘ラズ、尙ホ副業的ニ家内工業トシテ行ハルル所ノモノ多キノ事實ヲ窺フニ足リル次第デアル。

他府縣トノ比較ニ於テノ觀察ハ先ツ右ノ程度ニ止メテ置キ、扱テ進ムデ群馬縣ノ製絲業ヲ其物ノ發達ニ就イテ見レバ、左表ニ之ヲ示スガ如ク確實ナル生産増加ノ勢ヲ呈シテ居ル。

◎第五表 群馬縣ノ蠶絲生産額

年	生絲	玉絲	屑物	合 計	
				數量	價格
明治三十九年	1,270,000	1,000,000	1,000,000	3,270,000	1,000,000
同 四十年	1,310,000	1,100,000	1,100,000	3,510,000	1,100,000
同 四十一年	1,350,000	1,150,000	1,150,000	3,650,000	1,150,000
同 四十二年	1,400,000	1,200,000	1,200,000	3,800,000	1,200,000
同 四十三年	1,450,000	1,250,000	1,250,000	3,950,000	1,250,000
同 四十四年	1,500,000	1,300,000	1,300,000	4,100,000	1,300,000
大正元年	1,550,000	1,350,000	1,350,000	4,250,000	1,350,000
同 二年	1,600,000	1,400,000	1,400,000	4,400,000	1,400,000
同 三年	1,650,000	1,450,000	1,450,000	4,550,000	1,450,000
同 四年	1,700,000	1,500,000	1,500,000	4,700,000	1,500,000

今其ノ發達ノ歩合ヲ明カニセムガ爲メニ明治三十九年ニ於ケル生産量ヲ一〇〇ニ立テテ之ヲ攷

十九年ニ於ケル生産量ヲ一〇〇ニ立テテ之ヲ攷フレバ、大正四年ニ於テハ生絲ノ生産量ハ一六五・七トナリ玉絲及ビ屑物ハ各々一二・八及一一九・四トナリ蠶絲類合計トシテハ其ノ數量一六六・二ニ増加シ其ノ價格ハ從テ又増シテ一四六・一トナツタ。十年間ノ發達トシテハ見ルニ足ルモノト云ハネバナラヌ。

而シテ今直接作業ニ従事スル者十人以上ヲ使用スル工場ニシテ製絲工場ニ屬スルモノヲ上クレバ左ノ如シ。

◎第六表 群馬縣ノ製絲工場數

年	工場數	從業者	
		男	女
明治三十九年	102	320	220
同 四十年	118	360	240
同 四十一年	121	370	250
同 四十二年	124	380	260
同 四十三年	127	390	270
同 四十四年	130	400	280
大正元年	133	410	290
同 二年	136	420	300
同 三年	139	430	310
同 四年	142	440	320

* 印ノ附シアル年ニ於テハ從業者五人以上ノモノヲ計上

4) 大正四年群馬縣統計書(勸業ノ部)128-129頁
5) 同書 166-167頁

十年間ニ工場數ハ三倍ニ増加シ、從業者ノ數ハ正ニ五倍以上トナツタ、洵ニ著明ナル發達ト云ハナケレバナラス。之ヲ長野縣ノ狀況ニ比較スルモ、其ノ發達ノ速度ニ於テハ群馬縣ハ頗ル良好ノ成績ヲ示シテ居ル。

(二特色) 群馬縣ノ製絲業ノ一般狀況ハ大體右ノ如キモノナリトシテ、扱テ同縣ノ製絲業ガ他地方ノ製絲業ニ對シテ有スル特異ノ性質如何ト見ルニ、技術的方面ノコトハ暫ク措キ經濟方面ニ在ツテハ其ノ企業組織ノ點ニ於テ特ニ觀察ス可キモノガアル。

群馬縣ノ製絲業ハ先ニモ一言セシガ如ク從來ハ主トシテ副業的ナル小規模經營トシテ行ハレ、大多數ノ生産者ハ自家ノ生産セル繭ヲ農閑期ニ於テ自家ノ手ニ依リテ繰製シ、然カモ其ノ繰絲ハ所謂上州座繰ヲ用ヒテ之ヲ爲スモノデアツタ。先ニ掲ゲタル表ニ依リテモ明カナル如ク、同縣下ニ於ケル座繰製絲家ノ數ハ現時ニ於テモ尙ホ全國ニ冠タル有様デアツテ、然カモソハ殆ンド全部十釜以下ト云フ統計ニ乗ツテ居ル所ヨ

リシテ之ヲ見ルモ、皆ナ小規模ナルモノタルヲ知ルコトガ出來ル。

斯ク群馬縣ニ於テ座繰製絲ノ業ノ發達シ其方頗ル多數ニ行ハルルニ至ツタコトハ、勢ニ其ノ企業組織ニ於テ其間ニ家内工業ノ發達ヲ促スニ至ラザルヲ得ナカツタ。而シテ此ノ座繰製絲ニ於ケル家内工業組織トシテ發達ヲ遂ゲタルモノハ彼ノ『釜がけ』ナルモノ之デアル。

『釜がけ』制度ハ企業家特ニ前橋市ニ於ケル絲商人ガ原料繭ヲ買込ミ同市近在ノ座繰製絲者ト契約シテ之ニ其ノ原料繭ヲ支給シ一定ノ賃錢ヲ給シテ之ヲ繰絲セシムルモノデアツテ、受負的賃料制度ニ依ル家内工業デアル。而シテ賃錢ニ依リ繰絲ヲ爲ス座繰製絲者ハ商人ヨリ受取リタル繭ヲ製絲シタル上ハ小粋ノ儘之ヲ當該商人ノ許ニ運ビ行キ所定ノ賃錢ヲ得テ又次ノ繭ヲ受取リ來リテ之ヲ製絲スルノデアル。此ノ方法ニ依ル時ハ企業家ト技術家トハ分業的ニ相分レタルガ爲メニ、企業家ハ資金ヲ調達シテ原料繭ヲ買込ミ製絲者ト契約シテ之ヲ製絲セシメ其ノ製品ヲ

荷造シテ販賣スルヲ以テ専門ノ業トナシ、其ノ業務ハ家内工業ノ原則ニ從ツテ専ラ經營ノ方面ニ存スルニ反シテ、製絲ヲ爲ス者ハタダ繰絲ノ技術ニノミ之レ任ジ一定ノ賃錢ヲ得テ之ヲ行フ以外經營一切ノ事ニ與ラズ從テ企業トシテノ危險ヲ分擔スルコトナキモノデアアル。故ニ此ノ方法ニ依ルトキハ、一方ニ於テハ企業家ガ自ラハ何等製絲ニ關スル技術的設備ヲ爲スコトナクシテ能ク比較的大規模ナル企業ヲ爲スヲ得然カモ市況ニ應ジ其ノ伸縮自在ナルヲ得ルノ旁、製絲者ハマタ自ラ原料繭ヲ生産シ若クハ買入ルルノ煩ナク何等企業經營上ニ於ケル危險ヲ負擔スルコトナク僅カバカリナル資本的設備ヲ以テ能ク繰絲賃錢ヲ儲ケテ家内ニ於ケル餘レル勞力ヲ利用スルヲ得ルノ利益ガアルケレドモ、他方ニ於テハ又、技術ガ分散シ統一ナキ爲メニ生産品トシテノ生絲ノ品質ノ一定シ難キノ缺點アルト同時ニ所謂すうゑちんぐノ行ハレ易ク勞働利益ガ企業利益ノ爲メニ壟斷サレ易キ弊害アルモノナルコトヲ思ハナクテハナラヌ。

此ノ『釜がけ』製絲ハ一時ハ頗ル盛ニ行ハレ、前橋市ニ於ケル『釜がけ』企業家二十戸ニシテ其ノ釜數千釜以上ニ及ビ生産高亦毎月平均百二十捆以上ニ達シタリト報ゼラレテ居ルケレドモ、最近ニ至ツテハ工場組織並ビニ組合組織ニ依ル企業ノ漸次盛ニ行ハレ來リタル結果トシテ、漸クニシテ之ガ爲メニ壓倒セラレテシマツタトノコトデアアル。

斯ノ如ク家内工業ノ衰頽シ來レルコトハ一方ニ在リテハ工場工業トシテノ大規模ナル集中的器械製絲ノ漸次盛ニ行ハルルニ至リタルト、他方ニ於テハ多數ノ小製絲業者ノ共同團結ニ依リ産業組合ノ組織ヲ以テスル企業ノ益々隆盛ヲ致スニ至レルガ爲メナルコト右述ノ如クデアアルガ、此ノ産業組合トシテノ企業モ亦其ノ技術的方面ニ於テハ分散的ナル座練製絲ガ漸次ニ集合的ナル器械製絲ニ移ラントスルノ顯著ナル傾向ヲ示シテ居ル。然シ技術方面ノコトハ暫ク措キ此ノ産業組合ノ組織ニ依ル企業ガ可也古クヨリ盛ニ行ハレ近者頓ニ著明ナル發達ヲ遂ゲ得タコト

7) 早川瀨著『製絲經濟論』九四頁
 8) 前掲第六表參照

ハ洵ニ現今ニ於ケル群馬縣製絲界ノ經濟方面ニ於ケル一大特色ヲ爲スモノト道ハナケレバナラス。仍テ吾人ハ群馬縣製絲業ノ一大特色トシテ産業組合ニヨル其ノ事業ノ概要ヲ述ベタイト思フノデアルガ。其ノ發達ノ起原等ノ事ハ暫ク之ヲ措キ、茲ニハ先ヅ其ノ現状ニ就イテ一般論ヲ試ミ尙ホ將來ノ問題ニ就イテ觀想ヲ叙ベテ置クニ止メル。

抑モ日本全國ニ於テ蠶絲業ニ關スル業務ヲ營ム産業組合ノ數ガ何程アルカト尋スルニ、大正四年二月ノ調査ニ依レバ之ヲ專業トスルモノ五百九十五組、兼業ノモノ二千八百七十二組合、合計四千四百六十八組合デアツテ、其數ニ於テハ決シテ少シト爲スヲ得ナイ。而シテ今群馬縣下ニ在ツテ販賣事業ヲ營ム産業組合ノ内生絲ニ關係アルモノノ數ト事業成績トヲ擧グレバ大正三年末現在ニ於テ其ノ組合數二二七ニ達シテ居ル。是ハ販賣事業ヲ營ム組合ノ總數二四九ニ過ギサルニ比較スレハ正ニ其ノ大部分ヲ占メテ居ル次第デアル。此ノ二百三十七ノ組合ガ販賣シ

タル生絲ノ數量ハ實ニ一四一、九四一、二四九匁ニ及び其ノ金額ハ七、二六八、一六三圓五五七厘ニ及ムデ居ルノデアル。販賣事業ヲ營ム組合全體ノ販賣金額七百三十八萬五千六百餘圓ノ内右ノ如ク七百二十六萬八千餘圓ノ販賣ヲ爲シテ居ルノデアルカラ、其ノ成績實ニ著大ナルモノト云ハナケレバナラス。仍テ之ヲ先ニ第五表ニ掲ゲタル同縣下生絲總生産額千三百八萬四千九百餘圓ニ比較シテ見レバ、正ニ其ノ五割五分五厘ニ當ル次第デアツテ、全生産量ノ半以上ガ産業組合ノ手ニ依ツテ販賣セラルルトシテ見レバ群馬縣下ニ於ケル生絲業ニ關スル産業組合ノ發達ノ程度ト其ノ要度トノホドモ略ボ察セラルルデハアルマイカ。

扱テ斯ノ如キ著大ナル發達ト重要ナル意義トヲ贏チ得タル群馬縣下ノ生絲業ニ關スル産業組合ハ、其ノ大多數ハ彼ノ南三社ト稱セラルル碓氷社、甘樂社及ビ下仁田社ニ屬スルモノデアツテ、此等ノ三社ハ産業組合聯合會トシテ殆ンド同縣下ノ産業組合ヲ網羅シ尙ホ遠ク予ヲ縣外ニ伸バ

9) 農務彙纂第五十六號『蠶絲業ニ關スル參考資料(第三次)

(大正五年二月刊行)七二頁

10) 群馬縣內務部『産業組合要覽』九頁

シテ最モ規模廣大ナル聯合會ヲ形造ツテ居ル。
 試ニ此ノ三社ノ支配ノ及ムテ居ル區域及ビ所屬
 組合數ヲ上ゲテ見ヤウナラバ、大正四年末ノ現
 在左表ノ如シ¹¹⁾

		屬所組合	
		縣内	縣外
		合計	
碓氷社	群馬、埼玉、茨城、福島、 長野、千葉、秋田、栃木、 鳥取、靜岡	一三	一七
甘樂社	群馬、埼玉、千葉、栃木、 福島、岩手、長野、岡山、 秋田	一〇	一三
下仁田社	群馬、長野、新潟	一三	一六
即チ此ノ三社ニ屬スルモノハ縣内ニ於テ二百三 十四組合、縣外ニ於テ百三十九組合、合計三百 七十三組合ト云フ多數デアル。			

大小色々ナレ、兎モ角モ多クノ器械製絲工場ヲ
 有シ、各組合員ハ從來ノ如ク銘々自宅ニ於テ一
 釜二釜ノ座繰器械ニ依リテ各自ニ製絲ヲ爲スヲ
 止メ、漸クニシテ多ク此ノ器械製絲工場ニ來リ
 集リ、其所ニ於テ共同ニ製絲ヲ爲スノ風近者愈
 々熾ナルモノアルニ至ツタ。此ノ場合ニ組合員
 ハ各自家ノ生産セル原料繭ヲ携へ來リテ、組合
 ニ備付ケラレタル製絲器械其他ノ設備ヲ賃借使
 用シテ製絲ヲ行ヒ又共同ニ之ヲ揚返シ、販賣ノ
 事ハ原則トシテ之ヲ組合若クハ聯合會ノ手ニ一
 任シ、組合及ビ聯合會ハ其ノ生産サレタル生絲
 ヲ品位ニ依リテ分類シ各之レニ組合若クハ聯合
 會トシテノ商標ヲ附シテ輸出其他一切ノ販賣ノ
 任ニ當リ、共同販賣トシテ生産品ノ代價及ビ利
 益ヲ組合員ニ頒ツモノデアル。

此ノ産業組合組織ニ依ル製絲企業ハ洵ニ群馬式
 トモ謂ノヲ得可ク、實ニ同縣製絲業ノ企業組織
 上ニ於ケル一特色ヲ爲スモノデアル。而シテ其
 ノ利點トスル所ノ主ナルモノハ先ヅ技術的ニ之
 ヲ見レバ多數者ガ一工場ニ集合シテ繰絲ヲ行フ

ガ故ニ分散シテ之ヲ行フヨリモ能ク品質ノ統一ヲ計リ其ノ改良ヲ爲スヲ得ルコト、組合員ハ一面製絲工女タルト同時ニ一面マタ其ノ原料繭ノ生産者タレバ、互ニ他ノ組合員ノ生産品ト自己ノ生産品トヲ比較シテ其ノ原料生産上及ビ製絲繰業上ニ於ケル改善ニ對スル大イナル刺激ヲ受クルヲ得ルコト、工女ハ同時ニ組合員トシテ企業家タル資格ヲ有スルガ故ニ常ニ事業全體ノ成績ニ對シテ利害ヲ感ズルコト篤ク、其ノ勞務ヲ勵ミ又器械ノ使用其他ノ點ニ注意ヲ拂フヲ怠ラザル等ノ諸點ニ存スルガ。事業經營上ノ利點トシテハ分散セル副業の生産トシテハ其ノ生産サレタル生絲ノ商品價值少ク或ハ殆ンド輸出ニ適セズ之ヲ行フヲ得ザルモノナルニ、組合組織ニ依リ品位ヲ統一シテ且ツ之ヲ大量のノ商品トナシ共同ニ販賣スルニ於テハ大イニ其ノ製品ノ商品價值ヲ増シ其ノ輸出ヲ可能且ツ有利ナラシムルト同時ニ、販賣運送其他ニ關スル費用ヲ節約スルヲ得、又市況ニ應ジテ販賣上ノ掛引ヲ爲スニモ便宜ヲ得ル所大ナルノ點ニ存セザルヲ得ナ

イ。
然ルニ此ノ組織ニハ又之ニ伴フ缺點アルヲ免レザル次第デアツテ、其ノ主要ナル點ハ、先ツ技術上ニ於テハ組合員ノ持チ來ル原料繭ノ品種ノ一定シ難ク然カモ工女ガ組合員タルガ爲メニ賃錢勞働者ニ比シ自負心強ク從テ其ノ持來ル原料及ビ之ガ加工繰業上ニ於ケル干渉ヲ十分ニシテ其ノ品位ノ統一ヲ計ルニ就テ工場工業ニ於ケルガ如クナルヲ得ザルコトヲ以テ主トス可ク。次ニ業務經營上ニ於テハ工女ノ勤怠特ニ其ノ缺勤不節制ニ流レ易ク又業務監督ヲ行フニ困難ナル事情多ク、從テ又工場ノ器械其他ノ設備ヲ全幅ニ利用シ其ノ資本的使用ヲ十二分ニスルニ不便多キコトヤ、生産品ノ販賣其ノ他ノ商の業務ニ於テ理事者ハ兎角組合員ノ意向ノ爲メニ掣肘ヲ受クルヲ免レ難ク、其他一般ニ事業全體ヲ本のナル企業トシテ現時ノ競争市場ニ立チテ縱橫無碍ナル活動ヲ爲スニ不便少カラザル點等ヲ數ヘナクテハナラス。
ソレニ就ケテモ考ヘラルルコトハ、抑モ製絲業

ト云フガ如キ事業ガ果シテ能ク産業組合トシテノ經營ニ適スルモノデアラウカト云フ根本問題デアル。元來産業組合ナルモノハ現時ニ於ケル企業上ノ一形式トシテ共同企業上ニ確固タル地位ヲ占ムルモノデハアルガ、然シ其ノ本來ノ性質カラ云ヘバ、資本的ナル營利企業ノ主體トシテ、彼ノ會社組織ト駢馳シ、自由競争場裡ニ立テテ企業利得之レ目的トシテ其業ノ行ハル可キ性質ノモノデハナイ。其ノ目的トスル所ハ寧ロ組合員タル各人ノ私經濟上ノ利便ヲ計リ其ノ經濟上ノ獨立ヲ維持シ兼ネテ其ノ精神の結合ヲ緊密ニシテ共同相助ノ美風ヲ養フト云フ事ニ存シ、從テ同ジク企業上ノ一形式ナリトハ云ヘ、彼ノ會社組織ノ如ク専ラ營利ヲ之レ目的トシ然カモ資本ヲ中心トシ萬事ヲ其ノ利殖ノ爲メニ從屬セシムルモノトハ甚ダ性質ヲ異ニスルノデアアル。從テ其ノ事業ノ物體タル可キモノモ品質ノ變化ガ技術ノ巧拙ニ依ツテ頗ル相岐ルルモノヤ市場ニ於ケル需要供給ノ關係ノ變化極リナクシテ頗ル之ニ適從スル所ノ困難ナルモノヤ、又其

ノ生産品ノ商品トシテノ取扱ニ特別ノ商人の技能ヲ要シ、其ノ販賣ニハ拔目ナキ掛引ヲ要スル物ヤハ産業組合ガ生産販賣ス可キモノトシテハ餘リ適當シナイノデアツテ、市場ニ於ケル需給關係ノ波動ノ一上一下ニ依リ其ノ企業利得ニ著シク影響セラレ、其間ニ處シテ甘ク時情ヲ利用スルコトガ事業成績ヲシテ良好ナラシムル所以タルガ如キ種類ノ業務ハ産業組合トシテハ適當ノモノデナイ。サレバ其ノ取扱フ物品ハ例ヘバ或種ノ農産物ノ如キカ農産加工品ノ如キカ、サナクトモ其ノ品質ニ餘リ多クノ技術的優劣ノ分ルルナク又其ノ取扱、販賣等ノ比較的簡單ニシテ、然カモ其ノ貨物ハ商品トシテ確實ノ販路ヲ有シ、其ノ生産販賣ハ之ニ依リテ資本的ナル企業利潤ヲ一厘デモ多ク上グルト云フコトヲ以テ主タル目的トセズ、確實ニ生産シ確實ニ販賣シ適當ノ價格ヲ得テ生産者ノ定レル利得ヲ確保スルト云フガ如キヲ以テ、産業組合ノ正ニ業トス可キ領分ナリト云ハナケレバナラス。

之ハ一般論デアアルガ扱テ今翻テ生絲ナルモノヲ

見ルニ、其ノ商品トシテノ性質ハ寧ロ右ニ述ブ
ル産業組合ノ取扱フ可キ貨物トシテハ不適當ナ
ル方ノモノノ性質ヲ多ク具有シテ居リ、從テ其
ノ生産販賣ニ關スル企業上ノ技術的並ビニ經營
的方面ニ就イテ之ヲ觀ルモ、ヤハリ産業組合ノ
不適當トスル部類ノ事業ニ屬スル性質ガ多イ。
試ニ先ヅ其ノ生産技術ノ方面ニ就イテ見レバ、
其ノ生産サレタルモノノ商品トシテノ價值ハ
其ノ生産技術ノ巧拙ニ依ツテ頗ル相分レ「デニ
ール」ノ不揃ナノヤ、節ノ多イノヤ、強度ノ低
イノヤ、斷切ノ多イノヤ、光澤ノ乏シイノヤ、
手觸リノ不快ナノヤハ皆著シク其ノ商品トシテ
ノ價值ヲ減ジ、然カモ之等ヲ統一のニ優良ニセ
ムガ爲メニハ生産技術者ノ熟練ヲ十分ニシ其ノ
生産過程中ニ於ケル監督ヲ嚴ニスル等ノコトヲ
必要トシ、之ヲ爲スニハ會社企業ニセヨ個人企
業ニセヨ兎モ尙資本的ナル營利企業タルヲ以テ
便トシ、組合組織ナルヲ以テ不便トスルコト、先
ニ述ベタル所ニ照シ見ルモ明カデアアル。次ニ又
生絲ハ其ノ商品トシテノ販路ハ輸出ヲ主トシ然

カモ其ノ價格ハ年ニ依リ季節ニ依リ變動常ナク
其ノ需要ガ元來奢侈的需要タルガ爲メニ其ノ市
場關係ハ甚ダ以テ豫定シ難ク、從テ其ノ販賣ニ
關スル商的經營ハ決シテ簡單ナモノデナイ。此
等ノ點モ亦生絲業ガ個人企業ニセヨ會社企業ニ
セヨ兎ニ角營利企業トシテ行ハルル可キモノデ
アツテ、産業組合ノ事業トシテハ寧ロ不向ナル
點デアアル。少クトモ産業組合ガ彼ノ會社ヤ個人
企業家等ト自由競争場裡ニ嚮テ並ベテ資本的營
利ノ爲メニ之等ト輸贏ヲ争フニ於テハ、決シテ
優秀ナル地位ニ在ルモノト云フコトガ出來ヌ。
斯ク觀來レバ根本問題トシテハ産業組合組織ニ
依ル製絲事業ハ個人企業ヤ會社組織ニ依ル事業
ニ對シテ性質上一歩ヲ輸スルモノタルヲ思ハナ
クテハナラヌノデアアルカラ、群馬縣ニ於ケル産
業組合組織ノ製絲業ハソガ同縣製絲業ノ一特色
タルダケ、ソレダケ其ノ今後ニ於ケル發達變遷
ニ關シテハ刮目シテ見ルニ値スルモノガアルト
謂ハテバナラス。從來ノ副業的ナル分散製絲ガ
合シテ大規模ナル集合的經營ト化スルニハ産業

組合ノ組織ヲ取ルコトハ最モ便利デアツタ。又之レニヨル外他ニ適當ナル組織方法ハナカツタノデアアル。故ニ今日迄ノ問題トシテ同縣下ノ製絲業ガ斯カル道筋ヲ取ツテ發達シテ來タコトハ寧ロ當然ノ順序デアツタラウガ、今日以後ニ於テ此ノ組織ガ彼ノ長野縣式ノ營利的個人企業若クハ會社企業ト競争シテ天下ニ覇ヲ唱ヘテ行クニ就イテハ、隨分面白イ研究ニ値スル興味アル幾多ノ問題ガ續々トシテ表ヘレ來ルコトデアラウ。現今ニ於テモ已ニ群馬縣下ニ於ケル營利的ナル資本主義的企業ガ段々其ノ地歩ヲ固メ來リ、會社組織ニ依ルモノモ漸クニ其ノ地盤ヲ得ントシツアルノ狀勢ガナイデモナイ様デアアル。而シテ彼ノ信州製絲家ノ勢力モ多少ヅツ侵入シ來リツツアルノ狀ナキニシモアラザルヤウデアアル。問題ハ從テ今後ニ於テ面白イ展開ヲ爲シ來ルデアラウ。

元來此種ノ問題ハタダ理論ダケデ解釋ノ出來ルモノデナク、事實ノ發展ニ依ツテ其ノ自然的解決ヲ見ナケレバナラヌ次第デアアルカラ、吾人ハ

此ノ興味アル事實ヲ一ノ宿題トシテ氣永ク其ノ現實ナル漸進的解決ノ有様ヲ忘ラズ觀察スルコトトセウ。

因ニ群馬縣ノ製絲業ヲ論ズルニ就ケテハ彼ノ南三社ナルモノト信用販賣組合タル交水社トニ就イテハ特別ノ記述ヲ爲スノ必要アリ又價値アル次第デアアルガ、其ノ起原、發達、現況等ノ概要ニ至ツテハ群馬縣發行ノ『群馬縣案内』ヤ『群馬縣ノ產業』ナドニモ載ツテ居リ、又製絲業ヲ論述シタル多クノ書籍ニモ之ヲ見ル所デアアルカラ、茲ニハ敢テ蛇足ヲ加ヘヌ。

本文ヲ草スルニ當リ予ガ觀察ノ際特別ノ便宜ヲ與ヘ吳レラレタル群馬縣農務課長以下當局諸氏、有責任信用販賣組合交水社、丸交工場等ニ對シテ深厚ノ謝意ヲ表スルモノデアアル。